

令和5年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修実施要領

1 目的

障がい者の虐待の問題について、障がい福祉サービス事業従事者等の理解を深めるとともに、権利擁護センター及び虐待防止センターの職員や市町村等の障がい者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図ることを目的とし研修を実施します。

障がい者福祉施設等での虐待が、全国的に大きく報じられることがある中、本県においても障がい者虐待は毎年発生しています。重大な結果となる前に、何よりも未然防止が重要です。

☆山形県での令和3年度障がい者虐待の状況

- ・ 障がい福祉サービス従事者等による虐待件数（人数）は3件（10人）で、令和2年度の3件（4人）と同数（人数は6人増加）。
- ・ 養護者による虐待件数（人数）は15件（15人）で、令和2年度（10件・10人）より増加。

※令和4年度分については取りまとめ中

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

4 研修日程及び会場

日程：令和6年2月20日（火）9時30分～17時00分（予定）

会場：山形県庁 講堂、1201会議室

（〒990-8570 山形市松波二丁目8-1）

5 受講対象者及び研修内容

（1）自治体コース

① 受講対象者

各市町村障がい福祉担当課職員、相談支援専門員等の相談支援事業従事者、各総合支庁等障がい福祉関係職員

② 定員 20名程度

③ 研修内容

- ・ 障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
- ・ 事実確認調査における情報収集と面接手法 など

（2）障害者福祉施設従事者コース

① 受講対象者

障がい福祉サービス事業所等の設置者・管理者、サービス管理責任者などの虐待防止責任者となることが想定される方

② 定員 80名程度

③ 研修内容

- ・ 虐待が疑われる事案への対応について
- ・ 事業所における虐待防止委員会の運営について など

6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定後にお知らせします。

7 受講申込

受講を希望する方の所属長は、山形県電子申請サービスにてお申込みください。

(1) 電子申請サービスへの登録

別紙「電子申請の手順と注意事項」を必ず御確認の上、登録を行ってください。

(2) 申込締切 令和6年1月12日(金)

(3) 定員を超える申込みがあったときは、受講申込内容を基に次の点を考慮して受講者を選定します（先着順ではありません）。

- ① 同一事業所内から複数名申込み場合、優先順位が高い方
- ② 過去に虐待防止研修を受講したことが無い方

(4) 受講の可否の決定通知

受講可否通知は、令和6年1月下旬にメールで通知する予定です。

8 その他

(1) 参加費は無料ですが、旅費等の研修にかかる費用は各所属の負担となります。

(2) 研修の受講にあたっては、事前に次のマニュアルをお読みください。

① 市町村・総合支庁等虐待防止担当職員の方

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）」

発行日：令和5年7月

発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

② 相談支援事業従事者、障がい福祉サービス事業所等の設置者・管理者の方

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」

発行日：令和5年7月

発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

(3) 上記マニュアルは、各コース共に研修当日必ず御持参ください。どちらも、本県ホームページ「健康福祉部」→「障がい福祉課」→「令和5年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」からダウンロードすることができます。

(4) 受講者に関する個人情報、研修の受講者名簿、履修状況管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講の際には検温、体調管理及びマスク着用、こまめな手指消毒、石けんによる手洗い等の徹底の御協力をお願いします。発熱や咳等の風邪症状がある方は受講をお控えください。研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。

なお、今後国の動向等により対応等に変更がある際には、受講決定時にお知らせします。

9 問合せ先

(1) 研修の内容に関するお問合せ

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人 山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

電話番号:023-623-9127

(2) 研修の申込みに関するお問合せ

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当 担当：佐藤

電話番号:023-630-2275

電子申請の手順と注意事項

※電子申請を行う前に必ず御確認ください。

- ① 申込みページを開きます。

下記URL（申込みページに繋がります）

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10144



または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

「手続き一覧」の中から、「令和5年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修
受講申込」

をクリックしてください。

- ② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、「同意する」をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。
※ この時入力したメールアドレスあてに、受講可否通知や研修に係る連絡等を送付いたします。そのため、研修修了まで確実に使用することができる、かつ自身で確認ができるメールアドレスを入力してください。
※ 携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため、通知等を受信できない場合があります。使用しないでください。
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに記載されている整理番号とパスワードは、申込み内容の修正や、照会を行う際に使用します（修正や照会の方法は、山形県電子申請サービスホームページのFAQを御確認ください）。